# 熊本県公報

第１０９１２号
平成 14 年 11 月 20 日(水)
（毎週　月・水・金発行）


目　次


告　示
○熊本県木材産業等高度化推進資金融資制度要項の一部を改正する要項……（林業振興課）　1
○保安林の指定に関する予定……（森林保全課）　1
○　〃　……（　〃　）　2
○　〃　……（　〃　）　2
○　〃　……（　〃　）　2
○公有水面埋立免許……（漁　港　課）　3
○　〃　……（　〃　）　4
○家畜伝染病に係る届出……（畜　産　課）　5
○指定居宅サービス事業所の指定……（高齢保健福祉課）　5
公　告
○八代都市計画道路（千仏線）の変更に係る縦覧……（都市計画課）　5
○開発行為に関する工事の完了……（建　築　課）　5
登　載　依　頼
○保健医療推進協議会の会議の開催……（保健医療推進協議会）　6
○「平成 15 年度熊本県立高等学校入学者選抜要項」「平成15年度熊本県立高等学校推薦入学者選抜実施要項」「平成 15 年度熊本県立高等学校中高一貫教育に係る入学者選抜実施要項」……（教育委員会）　6
○公共事業再評価監視委員会の開催……（公共事業再評価監視委員会）　48


## 告　示

**熊本県告示第 895 号**

熊本県木材産業等高度化推進資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のとおり定める。

平成 14 年 11 月 20 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県木材産業等高度化推進資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県木材産業等高度化推進資金融資制度要項（昭和 54 年熊本県告示第 916 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の貸付条件の欄利率の長期運転資金中「年 2.25 パーセント」を「年 1.70 パーセント」に、「年 2.10 パーセント」を「年 1.60 パーセント」に、「年 2.55 パーセント」を「年 2.00 パーセント」に、「年 2.40 パーセント」を「年 1.85 パーセント」に改める。

附　則

1　この要項は、告示の日から施行する。

2　改正後の熊本県木材産業等高度化推進資金融資制度要項の規定は、平成 14 年 11 月 11 日以降に指定金融機関が貸し付ける木材産業等高度化推進資金について適用し、同日前に貸し付けた同資金については、なお従前の例による。

---

**熊本県告示第 896 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 14 年 11 月 20 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　保安林予定森林の所在場所　熊本県下益城郡砥用町大字石野字扇迫 1424 の 1、1467 の 1、1469

2　指定の目的　水源のかん養

3　指定施業要件

（1）　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市